

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2022年4月1日に改正されました「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」における「認定失効制度」を踏まえ、現在、当社では、系統連系工事着工申込書（以下、「着工申込書」といいます。）を受付しております。

着工申込は、発電事業者さまによるご提出後、当社がその内容に不備がないことを確認した上で受領いたします。

失効期限日までに当社にて着工申込書を受領するための提出期限日について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 着工申込書の提出期限日 認定失効日の1ヶ月前の日

2 着工申込書の提出対象

FIT・FIP 認定を取得された発電事業者さまのうち、以下を除くすべての発電事業者さまが着工申込書の提出対象となります。

- ・既にFIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始している発電事業者さま
- ・10kW 未満の太陽光発電設備のFIT 認定を取得された発電事業者さま

なお、認定失効制度における着工申込書の提出は、認定要件として位置付けられたものでないため、必ずしもご提出が必要なものではありませんが、ご提出されないままFIT・FIP 制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始されない場合、原則、運転開始期限または改正法施行日（2022年4月1日）から1年後に認定が失効となります。そのため、認定失効制度の詳細について、資源エネルギー庁のHP およびお知らせをご確認いただき、発電事業者さまにてご提出の要否および認定失効日をご判断いただきますようお願いいたします。

○資源エネルギー庁 HP 「なっとく！再生可能エネルギー」 認定失効制度

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/FIP_index.html#fip_more

○資源エネルギー庁 HP 「再エネ特措法に基づく認定失効制度にかかる運用の詳細について（お知らせ）」

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/2022_shikkou_kigen3.pdf

3 着工申込書の様式

下表のとおり、認定発電設備ごとにご提出いただく着工申込書の様式が異なるため、ご注意ください。（異なる様式でご提出いただいた場合、受領いたしかねます。）

認定発電設備	様式
未稼働太陽光措置※の対象	系統連系工事着工申込書【未稼働案件用】(別紙1)
未稼働太陽光措置※の対象以外	系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】(別紙2)

※ 2012～2016年度認定であり、2016年7月31日までに接続契約を締結したもの（詳細は資源エネルギー庁HP「[なっとく！再生可能エネルギー](#)」参照）

4 着工申込書の提出方法

発電設備の設置場所ごとに、以下のとおり郵送にてご提出をお願いいたします。当社以外の買取事業者に売電予定の場合、買取事業者を介してご提出いただきますので、発電事業者さまから買取事業者への具体的なご提出方法については、買取事業者にお問い合わせください。

(1) 着工申込書

「3 着工申込書の様式」をご確認のうえ、別紙1または別紙2をA3サイズ用の紙に印刷していただき、必要事項をご記入ください。

(2) 記入方法

「(記入例) 系統連系工事着工申込書【未稼働案件用】(別紙3)」、「(記入例) 系統連系工事着工申込書【認定失効制度用】(別紙4)」をご参照ください。

(3) 提出先

<低圧の場合>

徳島支社、高知支社、松山支社、高松支社の各「お客さまセンター契約課」宛

※発電設備の設置場所に応じて、上記4支社へご提出ください。

<高圧の場合>

管轄事業場（徳島支社、高知支社、松山支社、高松支社の場合は「お客さまセンター契約課」宛、その他の事業場の場合は「サービスセンター」宛）

※管轄事業場（サービス区域や住所等）は以下をご確認ください。

URL : <https://www.yonden.co.jp/nw/company/index.html>

(4) 提出方法

郵送にてご提出ください。なお、後日、当社が着工申込書の写しに受領日を記載して返送いたしますので、必ず返信用封筒（切手貼付済、送付先住所および宛先記載済みのもの）を同封ください。

※郵送の到達確認はしていません。到達を確認されたい場合は書留等でご郵送ください。

(5) 提出後の流れ

着工申込書ご提出後の流れは以下となります。

①着工申込書の到着

②当社による内容確認 ※

③着工申込書の受領

④受領日の回答

※ 記載内容に漏れや誤りがある場合、工事費負担金のお支払いがなされていない場合、当

社とのご契約者以外の方からのお申込みの場合等、申込内容に不備がある場合は着工申込書を受領できませんので、十分にご確認の上ご提出ください。

5 留意事項

- (1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に着工申込書が届くことを指し、「受領」とは、当社がその内容に不備がないことを確認したことを指します。着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、ご提出いただくようお願いいたします。
また、着工申込書を当社が受領した日以降に、実際には申込要件を満たしていないことが国等により確認された場合、認定失効となる可能性がありますのでご注意ください。
- (2) ご提出後運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、未稼働太陽光措置の対象の発電事業者さまは、「系統連系工事着工申込書【未稼働案件用】」を改めてご提出いただく必要がございます。未稼働太陽光措置の対象以外の発電事業者さまは、改めて着工申込書をご提出いただく必要はございません。
- (3) 着工申込書の受領日は、当社が着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

【お問い合わせ先】

徳島支社	0120-410-105	松山支社	0120-410-503
高知支社	0120-410-286	高松支社	0120-410-805

* 電話受付時間/月～金 9:00～17:00 [祝日, 年末年始(12/29～1/3)を除きます]

以上